子院 防火管理の重要性について

第 12 回

纏 消之助

皆さんの声を 聞かせてください!

読者の皆さんこんにちは! 予防よもや話も今回で12回、即ち1 年を迎えることができました。

このコーナーを始めるきっかけは、 消防行政は警防業務だけではなく予防 業務も重要であり、予防技術者の職員 の方が多数退職したため、若い予防職員 の育成が喫緊の課題であったからです。

また、予防業務に少しでも興味を 持ってもらえたら良いという気持ちか らでもあります。ただし、少し残念な のは、書き手側からだと、読者の方くれ でまたしてこのコーナーを読んでくれ ているのかが掴み取れないのです。ご 質問やご意見をいただければわかるの ですが、これまでに数人の方からご質 問やご意見をいただきましたが、正直 どれだけの人が読んでいただいている のか掴み取れていません。

このコーナーは、誌面の限りもあり ますので、細かな技術指導書ではなく、 気軽に読みやすく、それでいて予防技 術の伝承ができるものをと考えてこれ まで書いてきました。自分よがりの部 分もあるかもしれませんが、私の経験 した業務における重要なポイントや失 敗から学んだ教訓を、出来る限り若い 予防担当者の皆さんに伝えられたら良 いと書いてきました。出来れば若い職 員の本音が聞けたら一番書きやすいの ですが、つまり、こういう時はどうし たら良いのかとか、ここをもっと教え て欲しいといった声を寄せて頂けます と細かい部分を丁寧にお話することが でききます。もし出来るなら、若い職 員の方々、悩みでも構いません、ご質 問、ご意見、ご批判何でも構いません、 お聞かせください! こらからの予防 行政の将来像について皆さんのご意見 を募集します。奮ってご意見等をお寄 せください!

2 防火管理とは

さて、本題に入ることにしましょう! 今回は「防火管理の重要性について」 をテーマにしました。消防用設備等の ハード規制に対して、防火管理制度の ソフト規制について取り上げます。

まず、「防火管理」とは何でしょう か? 「防火管理」とは、火災を出さ ないように管理し、万一、火災が発生 してしまったら、被害を最小限に食い 止めることを言います。一言で言えば 「火の用心」です。ところで何故ソフ ト規制が必要なのでしょうか? それ は、火災を未然に防止し、万一火災が 発生してしまった場合に被害を最小限 に食い止めるためには、現在の防火管 理体制では、「人の手」を必要とする からです。消防用設備等のハードが整 備されていると言っても、自動化され ているものはスプリンクラー設備やそ の他の設備の一部です。ほとんどの消 防用設備等は、維持管理を含め人が操 作又は関与しなければ有効に機能しま

しかし、近い将来、消火ロボットみたいな、火災の発見から119番通報、初期消火、避難誘導、延焼防止措置(防火区画の設定)、救急救護などの一連の自衛消防活動を全て行ってくれるロボットか、防火対象物かが出現してくるのではないでしょうか? 介護の世界では既に始まりつつあるようですが、消防の世界でも時間の問題ではないでしょうか?

話が脱線してしまったようですので、元に戻します。現在の防火管理体制を適正に確保するためには、「人の力」が必要であり、また、「人の力の良し悪し」が防火対象物の防火安全に

大きく影響を及ぼしてしまいます。どんなに立派な消防計画を作成しても、それに基づき自衛消防隊員がしっかり動けなければ、機能しなければ、消防計画は「絵に描いた餅」になってしまいます。これでは防火対象物の防火管理体制を確立させることはできません。

3 管理権原者の特定が重要!

防火管理体制を確立させるために は、組織作りが必要です。小さな会社 であれば数人で済むかもしれません が、会社が大きくなればなるほど、一 人の力では防火管理の実効性は担保で きません。組織を上手く作り、配置し、 訓練を重ねて有効に機能するようにす るために、先ずは当該防火管理義務対 象物の所有形態、管理形態及び使用形 態を総合的に把握し、一体誰が管理に ついて権原を有しているかを見極める ことが重要です。管理権原者つまり防 火管理の最終責任者を先ず把握し、管 理権原者に防火管理者を選任させると ともに、防火管理者を中心とした防火 管理体制を構築させるために、その権 限を十分に発揮させなければなりませ

4 管理権原者の 特定方法について

それでは、一体誰が管理権原者になるかの判定方法はどのようにしたらよいでしょうか? 「管理権原」とは何かがよくわかっていなければ判定ができません。昭和62年3月31日付けの消防予第42号予防救急課長の管理権原が分かれているとはどう判断すべきかの質疑回答では「所有形態、管理携帯及び使用形態を総合的に考慮し、個々に判断することが必要である」となっ